二百十四　一―［（一―（四―ブロモフェニル）エチル］ピペリジン―四―イル）―一・三―ジヒドロ―二Ｈ―ベンゾ［ｄ］イミダゾール―二―オン及びその塩類	（新設）
二百十五　（略）	
二百十六～二百六十　（略）	
二百六十一　（略）	
二百六十二　メチル＝二―［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―ピロロ［二・三―ｂ］ピリジン―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類	
二百六十三　（略）	
二百六十四～三百五　（略）	

	二百十三　一―（八―ブロモベンゾ［一・二―ｂ：四・五―ｂ’］ジフラン―四―イル）プロパン―二―アミン及びその塩類
	二百十四～二百五十八　（略）
	二百五十九　メチル＝二―［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド］―三―メチルブタノアート及びその塩類
	（新設）
	二百六十　三―メチル―二―（四―メチルフェニル）モルフォリン及びその塩類
	二百六十一～三百二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）（配送料別）